		農業構造転換集中対策のうち「スマート農業技術・新品種の開発、生産性向上に資する農業機械の導入」及び「共同利用施設の再編集約・合理化」（生乳需給調整高度化・輸出拡大事業に限る。）に係る事業（市町村負担に限る。）	90％
		農業構造転換集中対策以外の農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業及び農業生産基盤情報通信環境整備事業（市町村負担に限る。）	
		ペロブスカイト太陽電池導入事業	
		児童相談所一時保護施設整備事業	
		豪雪対策整備事業	80％
		認定こども園整備事業	
一般単独・一般事業		石綿対策事業（石綿救済基金に対する拠出）	100％
		地域総合整備資金貸付事業	
		被災施設復旧関連事業	
		地域鉄道対策事業	
		北海道旅客鉄道対策事業	
		公営企業経営改善特例	
		石綿対策事業（公共施設等の石綿の除去事業）	95％
		拠点法等特別事業	90％
		河川等事業	
		臨時高等学校改築等事業	
		半島振興防災道路整備事業	
		児童相談所整備事業	

（東日本大震災分）

復旧・復興事業

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般会計債			100％
	公営住宅建設事業		
	災害復旧事業		
	一般補助施設整備等事業		
	一般単独事業		
公営企業債			
	水道事業		
	工業用水道事業		
	交通事業		
	電気事業・ガス事業		
	港湾整備事業		
	病院事業・介護サービス事業		
	市場事業・と畜場事業		
	地域開発事業		
	下水道事業		
	観光その他事業		
国の予算等貸付金債			

（注１）補正予算債の充当率は、別に定める。

（注２）資金区分の変更等による借換債の充当率は、100％とする。